

	鳥取県公報	令和5年1月10日（火） 第9462号																														
		毎週火・金曜日発行																														
<table><tr><th></th><th>目</th><th>次</th></tr><tr><td rowspan="8">◇ 告 示</td><td>国土調査の成果の認証（1）（農地・水保全課）</td><td>2</td></tr><tr><td>保安林の指定の解除予定（2）（森林づくり推進課）</td><td>2</td></tr><tr><td>鳥取県資源管理方針の変更（3）（漁業調整課）</td><td>3</td></tr><tr><td>令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量（4）（〃）</td><td>5</td></tr><tr><td>生産事業者の登録（5）（東部農林事務所）</td><td>5</td></tr><tr><td>公共測量の実施（2件）（6・7）（県土総務課）</td><td>5</td></tr><tr><td>採石法による採取計画の変更認可の公表（8）（八頭県土整備事務所）</td><td>6</td></tr><tr><td>松くい虫の特別伐倒駆除の命令（9）（西部総合事務所農林局）</td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="3">◇ 公 告</td><td>森林法による開発行為の変更許可（東部農林事務所）</td><td>7</td></tr><tr><td>土地収用法施行令による公示送達（県土総務課）</td><td>7</td></tr><tr><td>森林法による開発行為の許可（中部総合事務所農林局）</td><td>8</td></tr><tr><td>◇ 調達公告</td><td>落札者の決定（鳥取県立中央病院）</td><td>8</td></tr></table>				目	次	◇ 告 示	国土調査の成果の認証（1）（農地・水保全課）	2	保安林の指定の解除予定（2）（森林づくり推進課）	2	鳥取県資源管理方針の変更（3）（漁業調整課）	3	令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量（4）（〃）	5	生産事業者の登録（5）（東部農林事務所）	5	公共測量の実施（2件）（6・7）（県土総務課）	5	採石法による採取計画の変更認可の公表（8）（八頭県土整備事務所）	6	松くい虫の特別伐倒駆除の命令（9）（西部総合事務所農林局）	6	◇ 公 告	森林法による開発行為の変更許可（東部農林事務所）	7	土地収用法施行令による公示送達（県土総務課）	7	森林法による開発行為の許可（中部総合事務所農林局）	8	◇ 調達公告	落札者の決定（鳥取県立中央病院）	8
	目	次																														
◇ 告 示	国土調査の成果の認証（1）（農地・水保全課）	2																														
	保安林の指定の解除予定（2）（森林づくり推進課）	2																														
	鳥取県資源管理方針の変更（3）（漁業調整課）	3																														
	令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量（4）（〃）	5																														
	生産事業者の登録（5）（東部農林事務所）	5																														
	公共測量の実施（2件）（6・7）（県土総務課）	5																														
	採石法による採取計画の変更認可の公表（8）（八頭県土整備事務所）	6																														
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令（9）（西部総合事務所農林局）	6																														
◇ 公 告	森林法による開発行為の変更許可（東部農林事務所）	7																														
	土地収用法施行令による公示送達（県土総務課）	7																														
	森林法による開発行為の許可（中部総合事務所農林局）	8																														
◇ 調達公告	落札者の決定（鳥取県立中央病院）	8																														

告 示

鳥取県告示第1号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡湯梨浜町	令和2年度及び令和3年度	湯梨浜町（大字別所の一部）の地籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字別所の一部	令和5年1月10日
八頭郡智頭町	平成29年度から令和3年度まで	智頭町（大字芦津の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字芦津の一部	〃
〃	〃	智頭町（大字西谷の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字西谷の一部	〃
〃	平成30年度から令和3年度まで	智頭町（大字大屋の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字大屋の一部	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	智頭町（大字八河谷の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字八河谷の一部	〃
〃	〃	智頭町（大字西谷の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字西谷の一部	〃
東伯郡琴浦町	令和2年度及び令和3年度	琴浦町（大字大杉、大字福永及び大字野田の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字大杉、大字福永及び大字野田の各一部	〃

鳥取県告示第2号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市般若字本谷奥436の6
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「<u>別紙1－1</u> くろまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙1－5</u> まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、<u>特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2－1 あわび類」から「別紙2－4 いわがき」までに、それぞれ定めるものとする。</u> (別紙1－1) 略 (別紙1－2) 略 (別紙1－3) 略 (別紙1－4) 略 (別紙1－5) 略 (別紙2－1) 第1 <u>水産資源</u> <u>あわび類（くろあわび、めがいはわび）鳥取県周辺海域</u> 第2 <u>資源管理の方向性</u> <u>漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位（4.2～8.4トン）以上に回復することを目指す。</u> <u>なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> 第3 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している</u>	第1～第7 略 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「<u>別紙1</u> くろまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙5</u> まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙1) 略 (別紙2) 略 (別紙3) 略 (別紙4) 略 (別紙5) 略

者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証
及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

さざえ鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令
和10年までに、中位（94.4～188.8トン）以上に
回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合
には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管
理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管
理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守すると
ともに、当該水産資源の採捕をする者による法第
124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協
定を公表するとともに、当該協定に参加している
者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証
及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙2-3)

第1 水産資源

ばい鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令
和10年までに、中位（25.3～50.6トン）以上に回
復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合
には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管
理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管
理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守すると
ともに、当該水産資源の採捕をする者による法第
124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協
定を公表するとともに、当該協定に参加している
者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証
及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

<u>特になし。</u> (別紙2-4) 第1 水産資源 <u>いわがき鳥取県周辺海域</u> 第2 資源管理の方向性 <u>漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位（61.0～122.0トン）以上に回復することを目指す。</u> <u>なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> 第4 その他資源管理に関する重要事項 <u>特になし。</u>	
--	--

2 変更年月日

令和5年1月10日

鳥取県告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和5管理年度（令和5年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）のまあじの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準

鳥取県告示第5号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
八生一2	倉見 昌成	八頭郡八頭町三浦 234	種穂の採取及び幼苗の育成	倉見苗圃	八頭郡八頭町三浦

鳥取県告示第6号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3D都市モデル作成）
- 2 作業期間 令和4年12月14日から令和5年3月30日まで
- 3 作業地域 境港市

鳥取県告示第7号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（UAVレーザ測量）
- 2 作業期間 令和4年12月26日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 倉吉市

鳥取県告示第8号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月10日

鳥取県八頭県土整備事務所長 福 本 浩 二

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町万代寺93-1	八頭郡八頭町別府字下モ山 491外12筆 (51,390平方メートル)	平成31年1月9日から 令和5年1月8日まで	掘削区域	25,565平方メートル	25,640平方メートル	令和4年12月23日
				採取をする岩石の種類及び数量	風化花崗岩 164,490立方メートル	風化花崗岩 164,490立方メートル 花崗岩 12,446立方メートル	

鳥取県告示第9号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
米子市及び境港市の各一部（別紙のとおりとする。）
 - (2) 期間

令和5年1月30日から同年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、西部総合事務所農林局及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月10日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

開 発 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	開 発 者 の 住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	変 更 後 の 内 容				開 発 行 為 の 変 更 の 許 可 年 月 日
				土 地 の 面 積			開 発 行 為 の 工 期	
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
株 式 会 社 松 田 組 代 表 取 締 役 松 田 義 正	八 頭 郡 八 頭 町 万 代 寺 93－ 1	八 頭 郡 八 頭 町 別 府 地 内	土 石 等 の 採 掘	5. 1390 へ ク タ ー ル	5. 1390 へ ク タ ー ル	2. 5640 へ ク タ ー ル	令 和 4 年 12 月 23 日 か ら 令 和 5 年 1 月 8 日 ま で	令 和 4 年 12 月 23 日

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

令和5年1月10日

鳥取県収用委員会会長 浅 井 浩 二

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 鳥取市湖山町西三丁目113

氏名 米田 彰也

2 公示事項

一級河川千代川水系ツツミ谷川砂防堰堤^{えん}工事（鳥取県八頭郡八頭町岩渕字古市場地内から同町岩渕字堤谷地

内まで)に係る土地収用事件に係る土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第2項の規定に基づく裁決書は、住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県収用委員会事務局(鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部県土総務課内)において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
有限会社呉島 組 代表取締役 呉島 声仁	倉吉市下 余戸149 - 2	倉吉市栗 尾地内	真砂土の 採取	10.9020ヘ クタール	10.7459ヘ クタール	6.7236ヘ クタール	令和4年12 月21日から 令和9年12 月20日まで	令和4年 12月21日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月10日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- 調 達 件 名 及 び 数 量 全身用マルチスライススペクトラルCT装置 一式
- 契 約 方 式 一般競争入札
- 落 札 日 令和4年11月28日
- 落札者の名称及び所在地 ティーエスアルフレッサ株式会社鳥取支店
鳥取市千代水一丁目1-6
- 落 札 金 額 183,700,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 入 札 公 告 日 令和4年10月18日
- 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営戦略課
及び所在地 鳥取市江津730